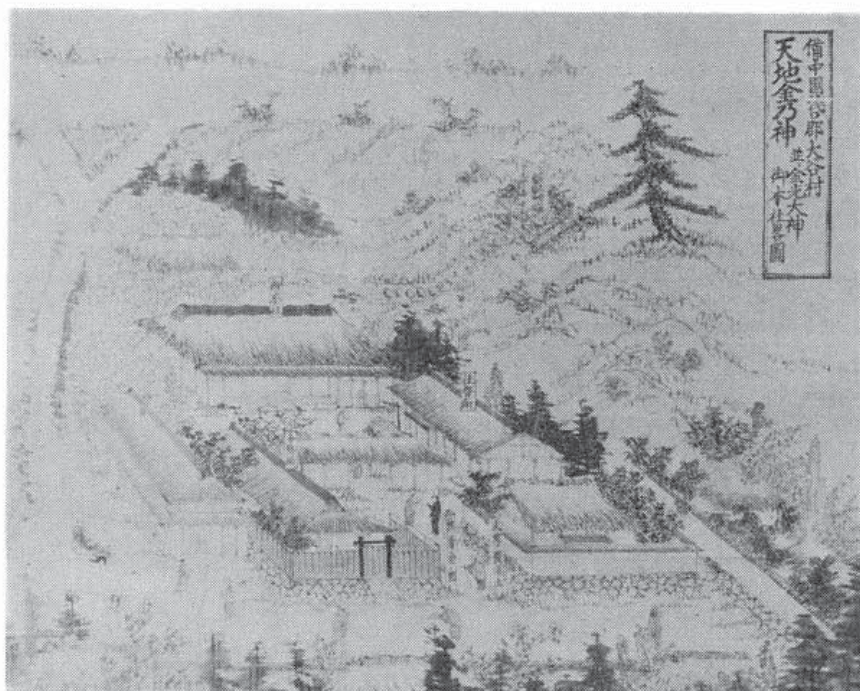


絵と資料でたどる

# 金光大神のご生涯

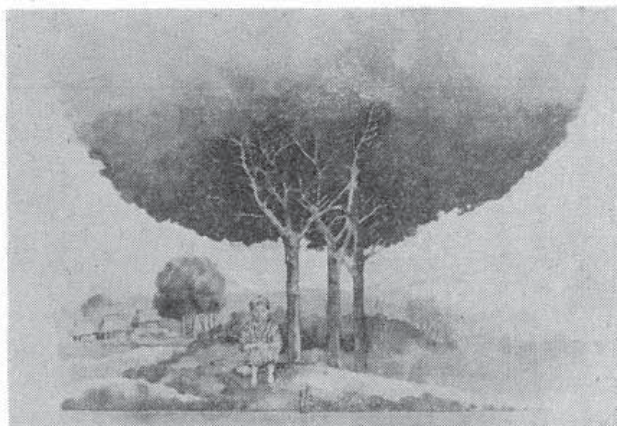


備中国浅口郡大谷村  
天地金乃神 並金光大神  
御本社畧図

名古屋教会初代教会長 谷村卯三郎氏が、  
御本社（教祖広前）<sup>おんもとやしう</sup>周辺を絵に残したいと画  
家を連れて参拝され描かせた。明治二十年ご  
ろの境内の絵図である。



# 一、生い立ち



教祖は、江戸時代の終わりのころ、文化十一(二〇)年旧暦八月十六日(新暦九月二十九日)、現在の金光町占見の貧しい農家、香取十平、志もの次男として生まれ、信心ごろの厚い父と、慈愛心にとむ母によって育てられた。

体は弱く、おとなしい性格であった。池の堤(つとみ)での思いにふけったり、お宮の形などをつくって拝まねをして、一人で遊んでいることが多かったという。

## 香取家(教祖生家)系図



両親の奥城



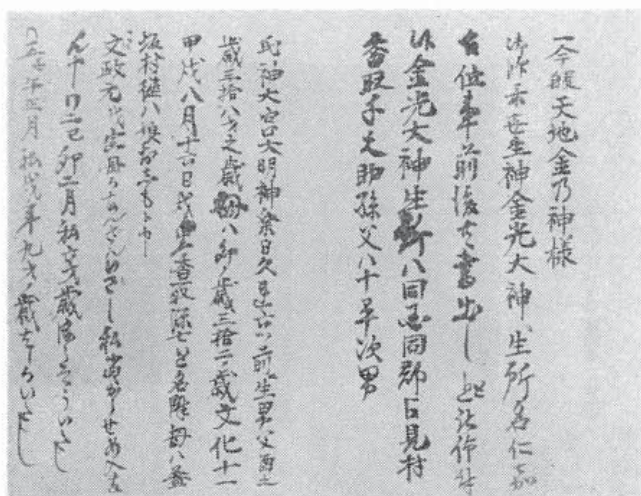
大宮神社(占見村の氏神)

## 「金光大神御覚書」

明治七(一八七四)年十一月二十三日、神は教祖に信仰自叙伝ともいえる「金光大神御覚書」の執筆を命じた。

内容は、出生から筆をおこし、成人して人生の苦難にとりくむ中で、しだいにおかけを受けるようになり、そこにおのずと取次の道が開けてきた事実が、ありのままに書きつづられており、明治九年五月の条で終わっている。

現存しているものは、金光宅吉(教祖の五男)が筆写したものである。



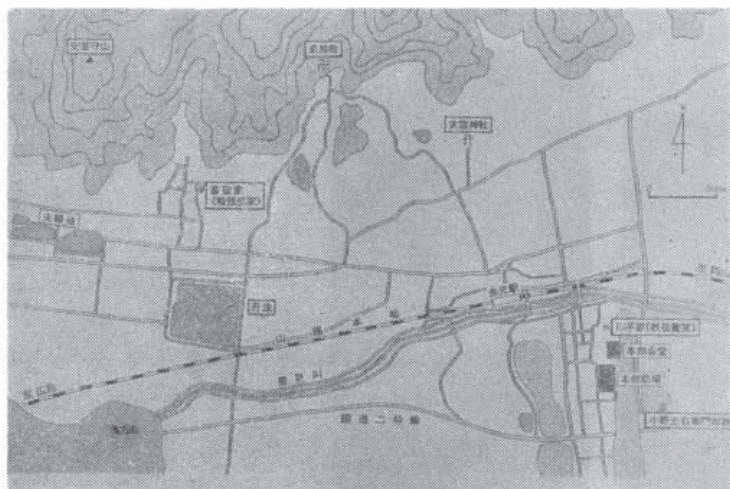
「金光大神御覚書」(冒頭の箇所)

## 二、養子入り



文政八(五)年、十二歳の時に、川をへだてた隣りの大谷村、川手兼治郎、いわの養子となった。その時、養父母が好きなことは何かとたずねると、「神仏に参ることが好きなので、休日にはこころよう参らせてください」と答えた。

又、きらいなものは聞かれて、「麦飯がきらい」と答えた。麦飯が常食であった当時の農民の暮らしからすると、とんでもない答えであったが、養父母は、麦二斗を米一斗にかえてまで米のご飯をたべさせた、という。



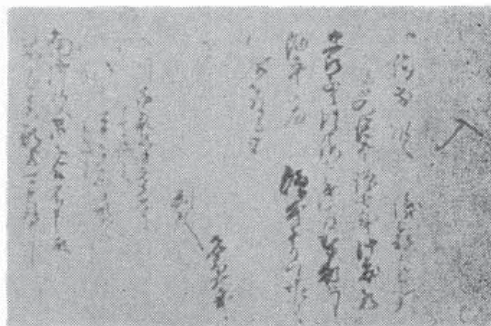
教祖幼少時代事跡関係地図

### 川手家(養家)系図



### 養子縁組の記録

(文政十年「御用諸願書留帳」)



入

一、備前領 浅口郡占見村

善蔵又従弟 源七郎(教祖) 此度私

養子ニ引請申度奉存 奉願上候

何卒被為 仰付被下候ハバ難有

仕合奉存候 已上

兼次郎

判頭

引受手形名主 元右衛門 當テ

十七日渡

四日宗門送手形入手

受取 渡

当御改間ニ合不申故

来ル子春 願上可申事

### 三、手習い

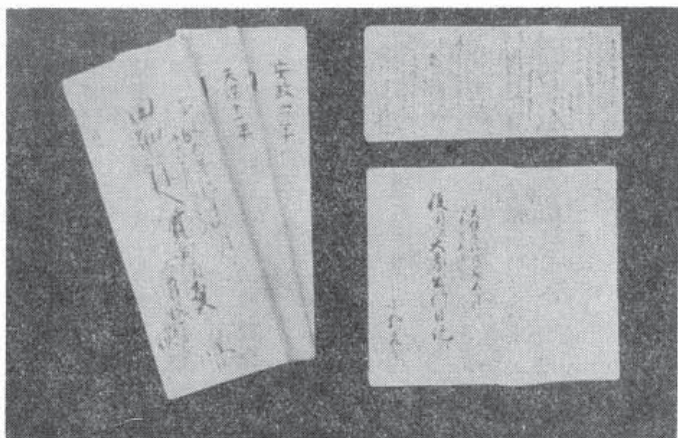


農民には「読み書き」はいらぬ、とされていた時代であったが、養父の配慮によって、十三歳、十四歳の二か年、庄屋の小野光右衛門のこうゑもんについて、字を習わせてもらった。読み書きの手ほどきを受けるなかで、庄屋のすぐれた人格にふれ、その感化を受けた。

光右衛門は教養も深く、とくに天文や暦数にくわしく、また多年、地方の政治に力をつくし、業績をあげた重厚な人格者であった。



小野光右衛門画像



小野家文書

#### 小野家文書

小野家は、寛政四(一七九二)年以來、大谷村庄屋を世襲した地方の旧家であった。小野家文書は、この家に所蔵せられた、多数の公私の文書である。最も古いものは寛永十二(一六三五)年にさかのぼる。

小野光右衛門、四右衛門二代にわたる記録は、詳しく的確であり、幕末の大谷村の事情がよくわかる。又、教祖の生活記録の裏づけともなるものである。

#### 小野光右衛門

天明五(一八二五)年大谷村庄屋 小野本兵衛の長男として生まれた。地方には、まれな学識者であり施政者であった。十七歳の時より、大谷村庄屋を勤め、後には蒔田領内の庄屋全体をとりしきる大庄屋になるにあたり、総社市井手に移住した。

天文・和算・測量・暦法・方位鑑定などにすぐれ、著書も五十巻にのぼる。

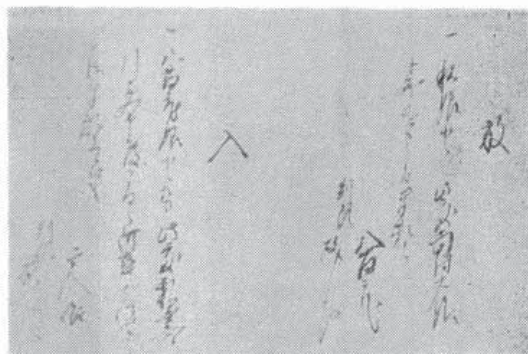
教祖は、十三・四歳の時に、光右衛門から、読み書きそろばん等の教えを受けたが、学問のみならず、人柄から受けた精神的感化も深かった。その後も何かと関係が深く、教祖が住宅の改築を行なう時に、日柄方位の吉凶を調べてもらったこともある。

安政五(一八二八)年、七十三歳で没した。

## 四、家の相続



天保七(一八三六)年、二十三歳の時、義弟の鶴太郎が六歳で死に、後を追うように養父が死亡した。家をついだ教祖は、養父の遺言により姓を川手から赤沢に改めた。この年、隣りに住む古川八百蔵の娘とせ(十八歳)と結婚し、よく働いて田畑をふやし、風呂場と便所、門長屋等を次々に増築した。ところが、その建築のたびごとに、長男亀太郎(四歳)、長女ちせ(九か月)が死亡した。俗にいう金神の祟り障りであろうか、一家は不安に包まれた。



結婚の記録 (天保十一年「御用諸願書留帳」)

(当時の届け出は、数年遅れて出されるのが普通であった。)

放

一、私娘とせ此度当村文治(教祖)

妻ニ遣申度奉願上候

八百蔵

判頭

磯右衛門

入

一、八百蔵娘とせ此度私妻ニ

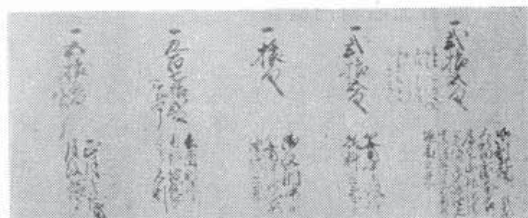
引受申度奉存候 何卒被仰付被下

候様 奉願上候以上

文治

判頭

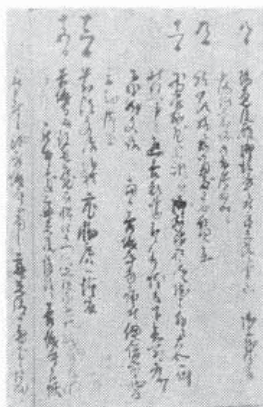
磯右衛門



井手番の記録

(高永三年「小割帳」)

井手番とは、かんがい用水の調節や監視にあたる役目のことである。その調節は、作物の出来にかかわるので、公平でなければならず、重要な任務であった。教祖は、天保八(一八三七)年(二十四歳)から安政五(一八五四)年(四十五歳)まで二十一年間つとめた。



納銀飛脚の記録

(天保九年「役用並天袋出行日記」)

村の使いとして庄屋から、藩庁などに貨幣を送達する使いを納銀飛脚といい、教祖はたびたびこの役にあたった。大谷村から藩庁まで約二十キロメートルあり、その途中には他領もあり、渡場もあるので、確かな人物をこれにあてた。

# 五、お四国めぐり



弘化三(1822)年、三十三歳の厄年やくどしのことである。当時の慣習では、親類縁者を招いて祝宴をはり、厄払いやく払いをするのであったが、教祖は、そのかわりに、「四国八十八か所」を巡って仏の加護を祈り、弘法大師の遺徳いきをしのんだ。

巡礼者の多くは、けわしい坂をこえたり、深い谷をわたったりせねばならぬ札所まじりは、街道から遥拝はいをしてすまずのであったが、教祖は、いちいちそこへ足を運び、心をこめて丁寧に巡拝した、という。

## お四国めぐりの記録

(弘化三年「御用諸願書留帳」)

二月廿二日出立三月下旬帰村積り

一、四国行

文治(教祖)

願 四十日限

藤右衛門

理喜藏

秀吉父 源之丞

徳次郎内別 熊太郎

右之者三月廿六日帰村仕候

四国宗門往来奥書之扣

右之通相違無御座候。同中日数何十日限

帰村可致旨 地頭役場江相窺 聞濟之上

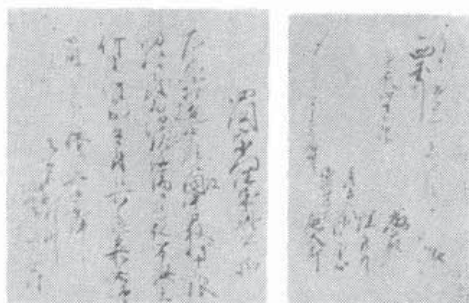
何月何日出立申付候 所々御閑所無滞

御通し可被下候 依而 奥書如件

御名 知行所

備中浅口郡大谷村

庄屋



## お四国めぐりの錢別帳(表紙)

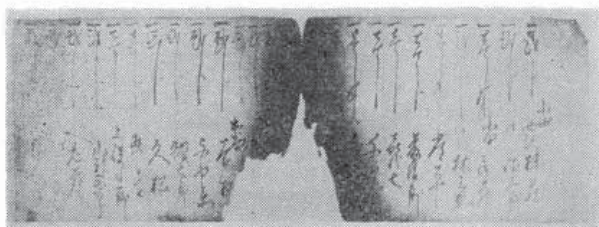


弘化三年

錢覺別帳

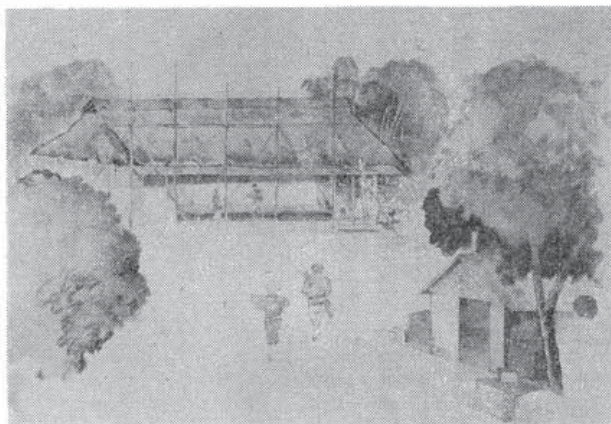
丙午二月廿二日出立三月廿六日下神

赤澤戌年(教祖)三十三才年



一、二分	小田西沢林蔵
一、二分	同 徳三郎
一、一分五厘	小田 民蔵
一、二分	林之丞
一、一分五厘	常平
一、一分	藤治郎
一、一分	喜代七
一、一分	千五郎
一、二分	本谷 吉松
一、二分	与市兵衛
一、三分	順太郎
一、一分	久松
一、一分	上 惣吉
一、一分	山神 役治郎
一、二分	又五郎
一、二分	元蔵
一、二分	徳三郎

## 六、住宅の改築

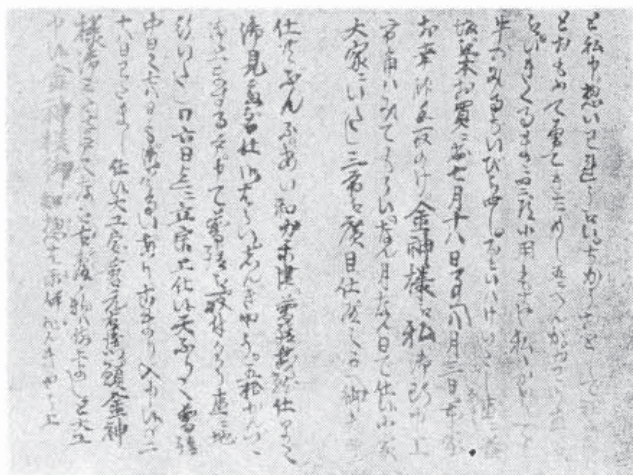


生活は豊かになり、家族も多くなったので、嘉永三(1825)年、三十七歳の時、これまでの小さい家を建て替えることにした。方角を、その専門家の小野光右衛門に見てもらおうと、「年まわりが悪い」と禁止された。

しかし、建て替える材料はすでに買い取っている。困ったあげく、光右衛門に見直してもらい、きびしい条件つきでやっと許された。

着工にあたって、教祖は金神をまつり、無礼のないように、「方角は見てもらい、何月何日で仕

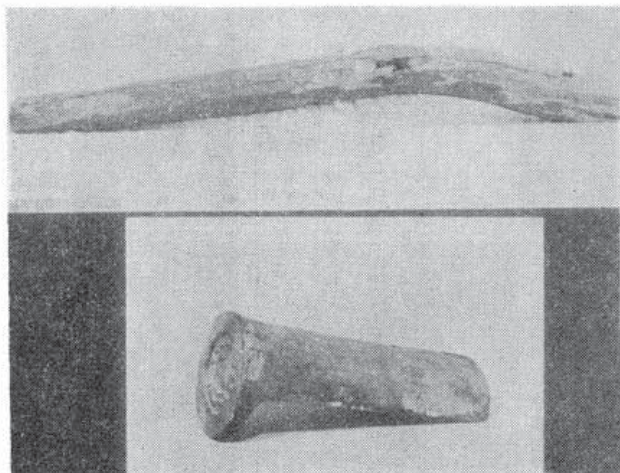
### 母屋改築の記録



「金光大神御覚書」(嘉永三年七月)

り候。小家、大家にいたし、三方へ広め仕り、どの方へご無礼仕るとも、凡夫相わからず。普請成就仕り、早々お神棚仕り、お被、心経五十巻ずつおあげます」とおことわりをし、建築の成就を祈願した。

### 改築された屋敷の平面図



母屋の棟木と丸瓦(現存)





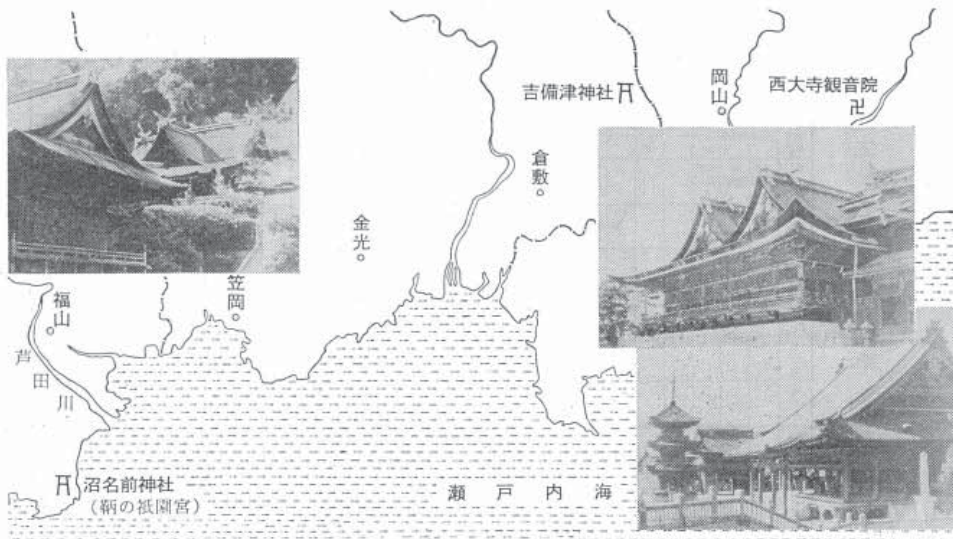
## 八、神との出会い



四十二歳の厄年を迎え、教祖は各地の宮寺に厄晴れの祈念をこめた。しかし、そのかいもなく、生きるか死ぬかの重いのだの病氣にかかった。親類縁者による病氣全快の勢祈念の最中に、祈念を先導していた古川治郎に神がかりがあり、三十七歳の時の建築が金神に無礼になっていると、きびしくとがめた。

教祖は、「方角は見てもらいましたが、凡夫のいたしましたことゆえ、どこにどのようなど無礼があるかわかりませぬ」と詫びたところ、「その心根はよろしい、助けてやる」との神のことはがくんだり、やがて全快した。これが、神のお陰の受けはじめであった。

### 四十二歳の厄年参拝の社寺



### 四十二歳の厄年

教祖四十一歳の、安政元(五)年十二月二十五日四男が誕生した。いわゆる「四十二の二歳子」にあたる。父親の生命にさしさわる不吉な子で、育てない方がいいという俗習があった。安政二年正月、教祖は四十二歳の厄年を迎えた。備前・備中・備後三国の著名な三つの社寺に参詣して厄晴れを祈念した。

正月四日、備後鞆の祇園宮・沼名前神社に雪の中を参拝、祈念のしるしに木札をもらって帰った。備中の吉備津神社は、大谷村を含めた備中一円の総氏神といわれており、正月十四日に参拝し、ここでは、お日供を供えて、釜占いの神事を仕えてもらい、二度も釜鳴りし、出世の知らせにちがいないと思う出来事もあった。

備前の西大寺観音院では、元日から厄よけ祈願のための二週間の法会が営まれ、一月十四日夜には、祈願のこめられた宝木を参拝者が奪い合う会陽(俗に裸祭りともよばれる)が行なわれる。教祖は、吉備津神社参拝後、この西大寺観音院の会陽の夜に参った。

安政二年四月下旬、上述のごとく教祖は九死一生の大病となったが、二十九日夜、神のおかげで全快することができた。

この日の神との出会いは、教祖にとって終生忘れることのできない信仰の原点ともいえるものであった。



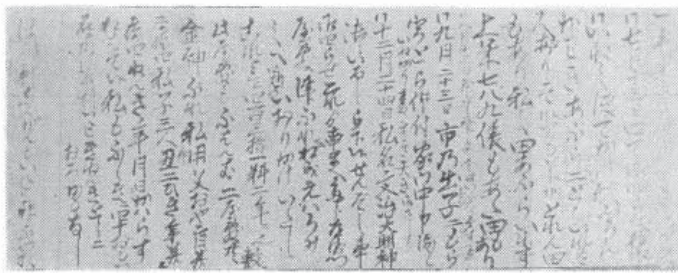
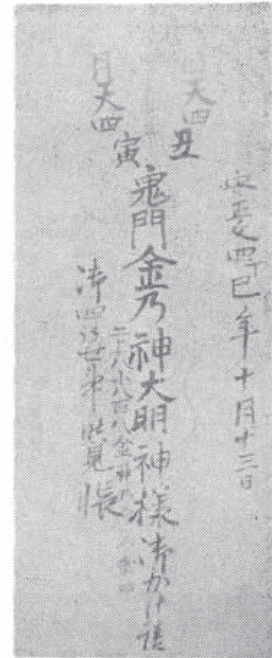
十、はだしの行



四十五歳の正月以後、教祖様は、朝に晩に自宅の神前で一心に祈念をするようになった。その年三月、手の動きにより、ついで七月、ことばによって、神意を知るようになり、神の導きのままに農業を営んだ。さらに九月、神の「一乃弟子」にとり立てられ、生活の一切について神の教えを受けることになった。

教えの最初は、はだしでの農作業であった。妻は「それでは、信心ばかりしてわらじの一つも作らない」と人に笑われるから」と、反対した。「それなら、わらじを持ってついで来てくれ」と、妻をさとし、神の教えどおりにする生活を貫いた。

「お知らせ事覚帳」(表紙)



「お知らせ事覚帳」(安政五年)

お知らせ事覚帳

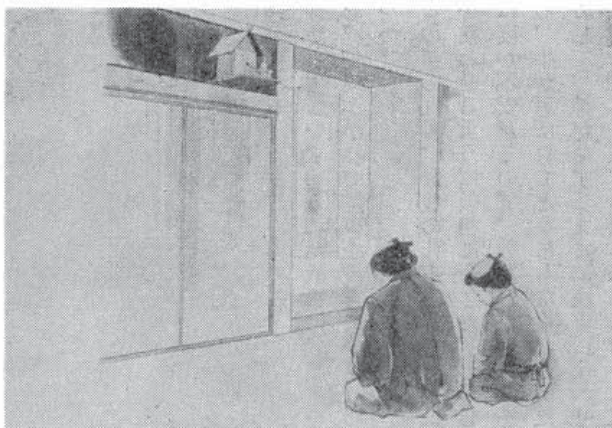
教祖様みずからの筆になるもので、教祖百年大祭に際し、新しく教典が編纂されるにあたって、初めて公にされたものである。安政四(一八五三)年、実弟香取繁右衛門の金神信仰とのかかわりから筆が起こされ、明治十六年帰幽直前までの二十六年間にわたって、教祖が神のおかけを受けてきた諸事跡と、その時々を受けた神のお知らせとが、ほぼ年代順に記されている。

先祖についてのお知らせ(安政五年「お知らせ事覚帳」)

(活字文)

一、午年三月十五日 手ニ御四らせくたされ 名仁事も御うかあい  
申上 御あくだされ  
同七月十三日口で御四らせニ相成  
いねかり麦まき天き御さし  
同十二月二十四日 私名 文治大明御いるし被下候  
せんぞ之事 御四らせこれ方南まへ多郎左衛門屋敷津ふれニ相成  
元ハうみ之へり 四ぞのいおりかけいさし ちれ迄ニ四百三拾一料  
二年也 此屋敷もふもん丈 二屋敷共 金神おれ 私用父おやこ  
月并ニ病四 私子三人 丑二ひき  
家内一同安心御礼申しあげ

# 十一、隠居のねがい



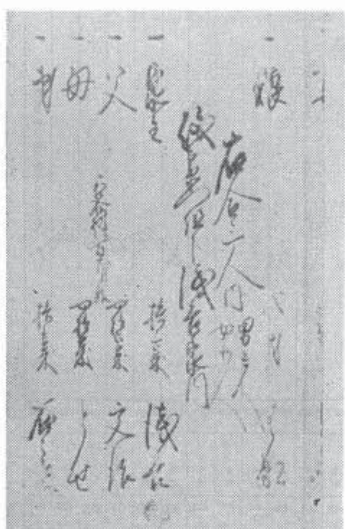
何事も神の教えに従う生活の上に、いろいろと不思議なおかげがあらわれた。そのおかげをもとめて、いつしか方々から人々が参って来はじめた。人が来るたびに、田畑から帰り、わが家の神前で、おかげの生活を話して聞かせ、それらの人々の生活が立ちゆくように祈念した。

四十六歳の正月、神は、十五歳になった俵の浅吉に家をゆずり、隠居をするように教祖をうながした。

## 隠居の記録

(安政五年「宗門御改寺請名歳帳」)  
(安政六年「宗門御改寺請名歳帳」)

教祖は安政六(五九)年四月、隠居を許された。右は、安政五(五八)年の宗門御改寺請名歳帳であり、家主は文治(教祖)となっている。左は、安政六年のもので家主は浅吉に改まっている。



- 一、弟 五才 卯之治
- 一、妹 八才 くら
- 一、妹 式才 この
- 一、養祖母 六拾八歳 さん

磯右衛門組下浅吉家内	
一、家主	拾三歳 浅吉
一、父	四拾六歳 文治
一、母	四拾歳 とせ
一、弟	拾七歳 石之丞

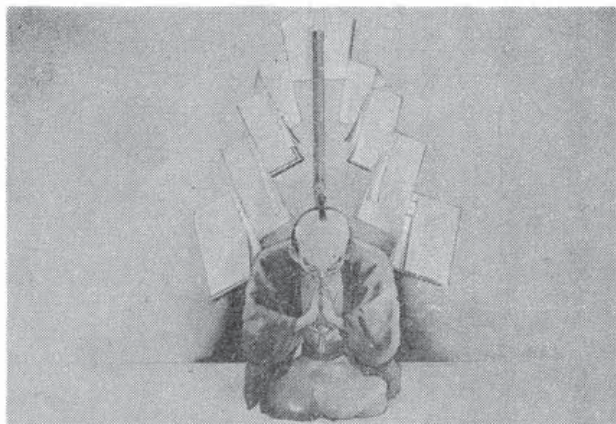
- 一、次男 拾歳 石之丞
  - 一、三男 四才 卯之治
  - 一、娘 七才 くら
  - 一、養母 六拾七歳 さん
- 浅口郡益坂仁太郎娘  
右合七人 内男四人 女三人

磯右衛門組下文治家内	
一、家主	四拾五歳 文治
大谷村八百蔵娘	
一、妻	三拾九歳 とせ
一、俵	拾式歳 浅吉

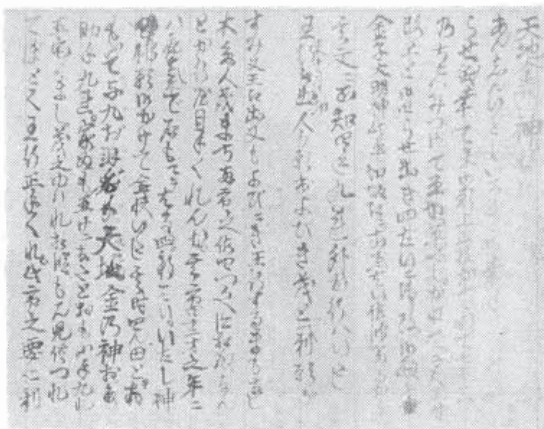
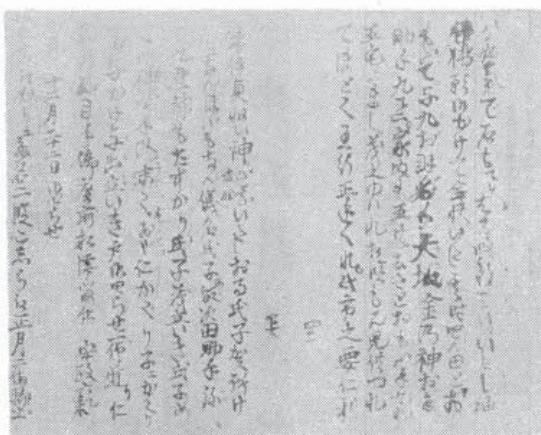
宗門御改寺請名歳帳とは、キリスト教禁止のため、幕府が宗旨を調べて、氏名・年齢・続き柄などを書きあげたもので、現在の戸籍台帳の役目もはたした。



# 十三、立教

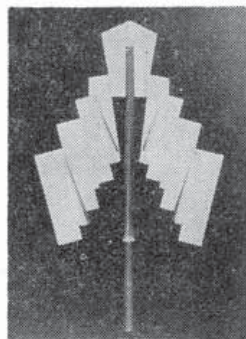


一年中の農事の終了を待って、神は教祖に五色の御幣をつくらせ、「この御幣を神前に供えたのを境に、農業を差しとめるから、そのように承知してくれ」と申し渡した。さらに、「世間に数限りもなく難儀をしているものがある。取次ぎ助けてやってくれ」と、神の願いをあきらかにした。教祖はつつしんでこれを受け、自宅の神前に奉仕して、人を助け導く御用に専念することになった。安政六年(弘化)旧暦十月二十一日(新暦十一月十五日)年のことで、教団では、この日を金光教の立教としている。



「金光大神御覚書」(立教神伝の箇所)

## 立教神伝



五色の幣

上述のとおり安政六(弘化)年、神は教祖に農業をやめて取次に専念することをたのんだ。そのときの神伝を記した「金光大神御覚書」上掲の箇所は、教団で「立教神伝」とよんでいる。

(解説文)

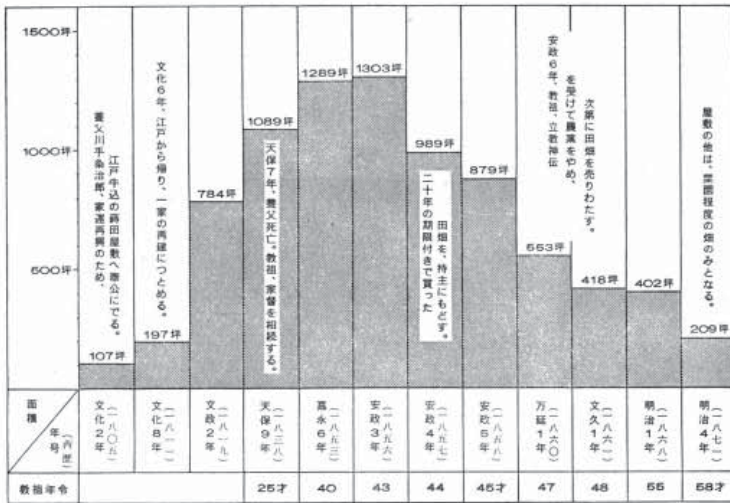
金子大明神、この幣切り境に肥灰さしとめるから、その分に承知してくれ。外家業はいたし、農業へ出、人が願い出、呼びに来、もどり。願いがすみ、また農へ出、またも呼びに来。農業する間もなし、来た人も待ち、両方のさしつかえに相成り。なんと家業やめてくれんか。其方四十二歳の年には、病気で医師も手を放し、心配いたし、神仏願い、おかげで全快いたし。その時死んだと思うて欲を放して、天地金乃神を助けてくれ。家内も後家になったと思うてくれ。後家よりまし、もの言われ相談もなり。子供連れてほとほと農業しおつてくれ。此方のように実意丁寧神信心いたしおる氏子が、世間になんぼうも難儀な氏子あり、取次ぎ助けてやってくれ。神も助かり、氏子も立ち行き。氏子あつての神、神あつての氏子、末々繁盛いたし、親にかかり子にかかり、あいよかけよで立ち行き。

# 十四、神の教えどおり

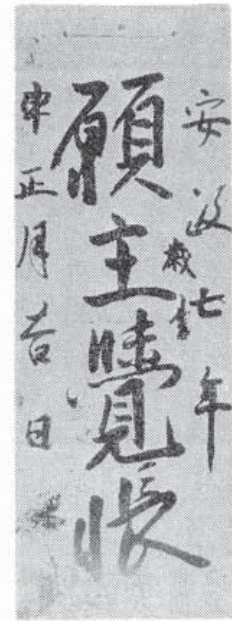


神の教えどおりに、農業をやめた教祖の生活は、家族をはじめ親類の者らにいい知れぬ不安を与えた。このような心配に対して、神は「子供の心配はすな。神が飢えさせはせぬ」とさとし、教祖もまた「食えれば食う。食えねば食わぬ」と心をさだめ、入口の軒下へ貯えてあった米俵を積みあげた。

いぶかる家族に「これの尽きるころには、道も開ける。人が取って行こうと、どうしようも、うち捨てておけ」と答え、生計の一切を神にまかせた生活に入った。



所有田畑増減図



「願主歳書覚帳」(表紙)

願主歳書覚帳  
 安政七(か)年正月、神は教祖に「神門帳」をととのえることを命じた。これは教祖の教えに帰依した者の名前を記した帳面で、この年の五月に、「願主歳書覚帳」と名づけられた。安政七年正月から慶応二(か)年二月までの約七年間にわたっている。その間記された人の数は、四七五人(男二九四人、女二〇人、不明六一人)である。

## 東新宅の建築

文久元(か)年、神は教祖に屋敷内の東側に八畳と、六畳、二間の座敷を建てるように命じた。この建物の間取りはきわめて特異で、間口四間、奥行二間、俗に「四、二(死に)間」とよばれ、世間でもっとも知らわれたが、なんらそれにとらわれるところがなかった。当時の人々は、この家はきつとつぶれるとうわさしたという。(この建物はつぶれることなく、のち移築され現存している。)

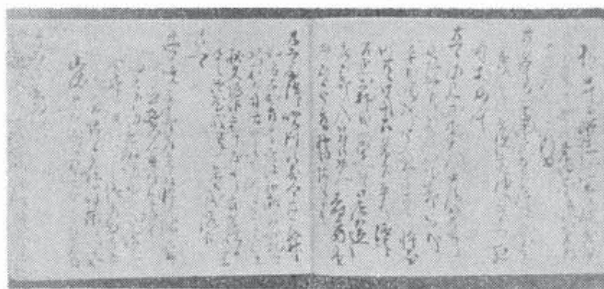


## 十五、修験者の圧迫



教祖の教えが、立教後一、二年もたたぬ間に、各地にひろがるに及んで、近辺の修験者たちはこれをこころよしとせず、教祖が布教資格を持たぬことを盾にし、広前にしばしばやって来て、神前の供え物を持ち去るなど、さまざまな圧迫を加えた。

教祖は、なすにまかせながら、「このお道は年々にご繁盛なさる。先で合点せよ」と信者をさす一方、公然と布教できるように、京都の白川神祇伯王家に神主職補任のことを申請し、数年がかりで、その資格を得た。

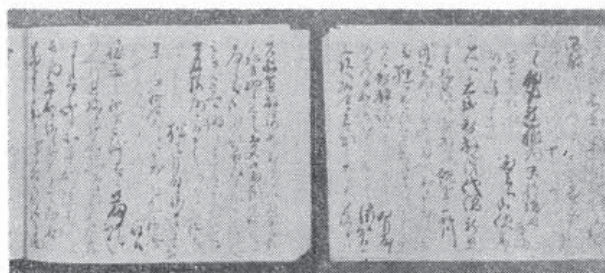
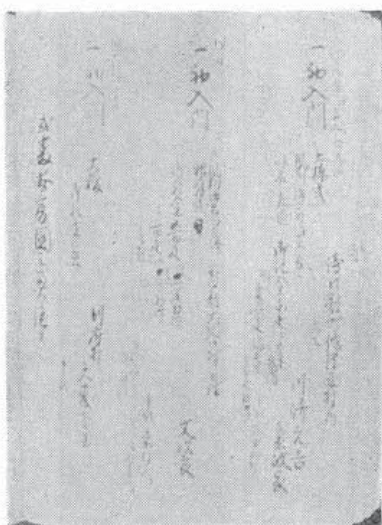


白川家入門の記録（元治元年「白川家入門帳」）

### 圧迫の記録（一）

（文久二年「小野  
四右衛門日記」）

文久二（一）年三月二十四日、蓮行院の山伏三名が庄屋をおとすれ、教祖の布教を違法として、その差し止めを訴え、翌日には、教祖の広前に来て神具を持ち去っていった。上掲の資料は、その出来事を記した庄屋小野四右衛門の日記である。



### 圧迫の記録（二）

（文久二年「小野  
四右衛門日記」）

文久二年七月二十一日、智教院の山伏二名が庄屋をおとすれ、「教祖が狸を使って笠岡の者を苦しめるので、狸をひきとるよう」と訴えた。上掲の資料は、その山伏との交渉のいきさつを記した箇所である。

### 白川家入門

元治元（一）年四月、教祖は布教資格を得るため、京都の白川家に入門し、自宅で「風折、浄衣、白差袴」を着用して神拝する許可を受けた。さらに慶応三（一）年二月、神主職に補任され、公に布教する資格を得た。

白川家とは、平安時代後期から明治維新までの約八五十年間にわたり、神祇官の長官を世襲し、朝廷の神事をつかさどってきた家である。

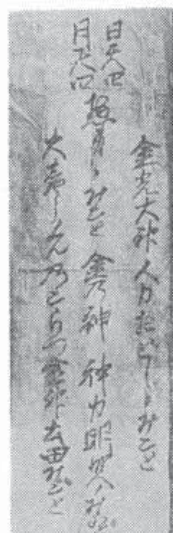
十六、方位家相についての問答



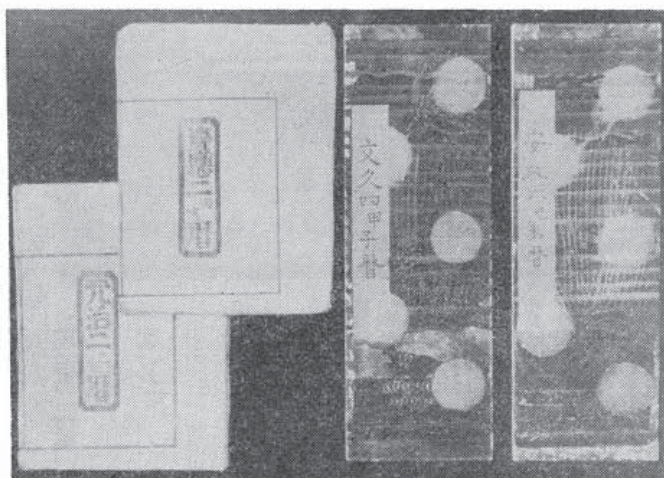
明治維新前後のころのこと、方位・家相の学にひいでた足守藩の郡奉行松浦一太夫が、「方位・家相のことをいうに及ばぬ」と教える教祖のことを耳にし、けしからぬことであると、その道の書籍十巻ばかりをたずさえて訪れ、書物に書かれたことを盾にとって、教祖につめよった。

半日にわたる問答の末、「この大地のいずこたりとも、神の恩徳にもれるところはない」と説く教祖の教えにおそれいり、書物すべてを献じて入信した。

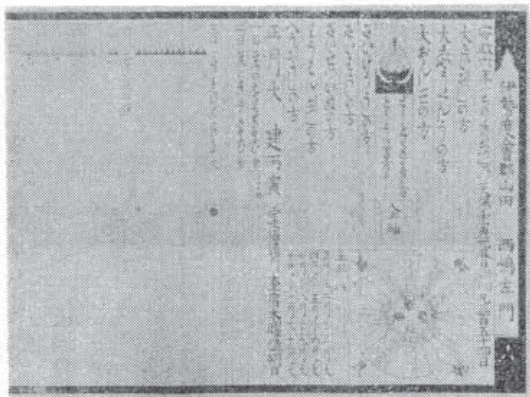
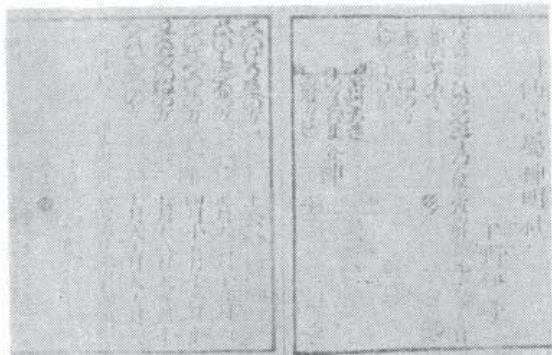
松浦一太夫がさずかったお書付



金光大神人力おどしノみこと  
日天四 惣身ノみこと金乃神 神力明賀ノみこと  
月天四 惣身ノみこと金乃神 神力明賀ノみこと  
大志やうくん乃こらつ金神 土田みこと



当時の曆

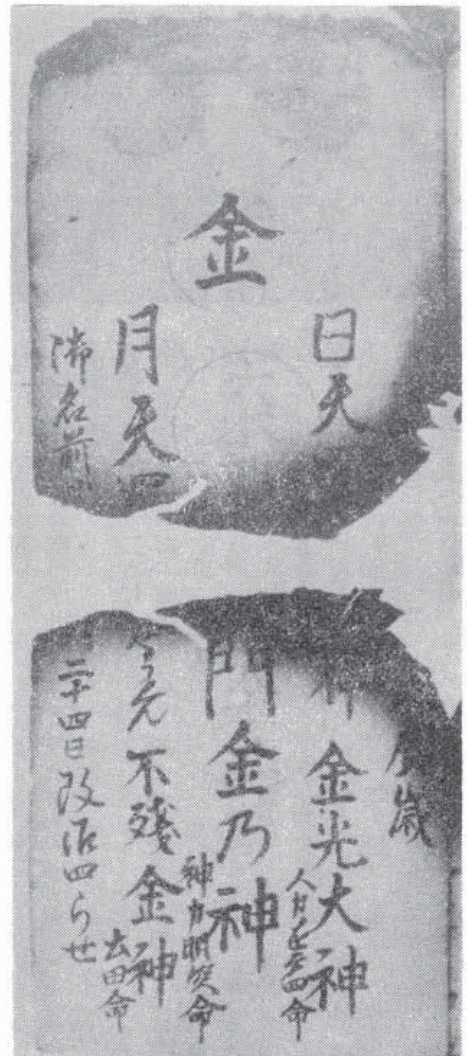


十七、前代未聞の道



明治三(一八七〇)年十月、教祖は、神から「信心辛抱の徳をもって、天地のしんと同根なり。神が礼を申す」とほめたたえられた。一乃弟子に貰い受けられてから十三年目のことであつた。

この年、失明がもとで参拝し、肉眼心眼ともに開けた岡山の人、白神新一郎は、明治四(一八七一年)「御道案内」を著わし、その書物の冒頭で、教祖を「お道びらきの祖神様」と拝し、「ご生質温和にして、威あって猛からず、農民よりいで給い、生きながら神とならせ給うことは、前代未聞」である、とその威徳をたたえた。この白神によって、近畿一円から関東へと道が開かれた。



神号帳と一乃弟子改帳

神は、教祖をはじめ、家族や篤信者に対して、それぞれの信心の度合に応じて神号、一乃弟子を許しており、明治元(一八七〇)年九月二十四日、その名簿「神号帳」と「一乃弟子改帳」を作るよう、教祖に命じた。

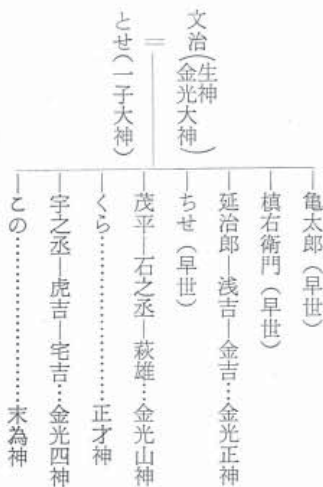
しかし、この神号を授けることは、明治三(一八七〇)年九月藩主によって禁止された。これをうけてのことか、明治六(一八七三年)十月十日、神は、これまで神号を許されていた人々のすべてを「金光大神の一乃弟子」とした。

右の資料は、大正十四(一九二五年)年の大教会所炎上の際、焼失をまぬがれた教祖直筆の神号帳の表紙の写真である。

教祖の神号の変遷

安政五(一八二八年)十二月二十四日 文治大明神  
 〃 六(一八二九年) 六月 十日 金子大明神  
 文久二(一八五二年)十一月二十三日 金光大明神  
 元治元(一八六〇年) 十月二十四日 金光大権現  
 明治元(一八七〇年) 九月二十四日 生神金光大神

教祖子女の改名と神号



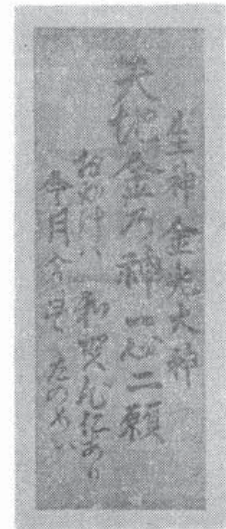
神号帳

# 十八、天地金乃神



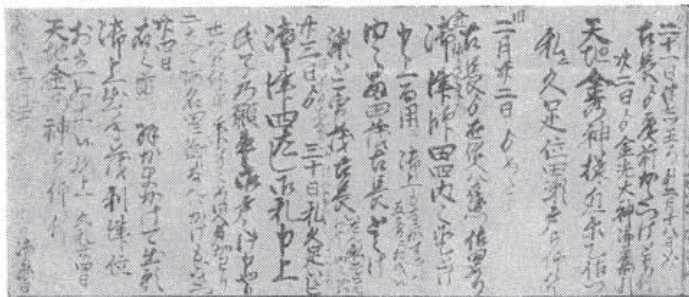
明治に入って宗教制度がかわり、教祖は神職としての資格を失い、一時はその布教活動が禁止されるなど、布教は困難をきわめた。しかし、このような逆境は、かえって信心の本質をあきらかにするきっかけとなった。

教祖は、「天の恩は知っても、地の恩は知らぬ」とさとし、「神は天地の守りであるから、はなれることはできぬ」と説いた。人間は、天地のふところに抱かれ、天と地の恵みに生かされて生きている神のいとし子であり、信心すれば誰でもそのおかげを受けることができる、と教えた。この神は、人間をはじめ天地万物をその根源において成り立たせており、その名を「天地金乃神」という。



「お知らせ事覚帳」

(明治六年)



布教さしとめの記録 (明治六年「お知らせ事覚帳」)

(活字文)

## 天地書附

明治六(一八七三)年四月十一日、神は信心の本質を天地書附に表わし、書きためておくよう、教祖に命じた。信者らに天地書附を授ける時には、「これは守り札ではない。朝夕よく見える所にはって、日々の信心の心得とせよ」と教えた。

上掲の「天地書附」は明治七(一八七四)年一月、初代白神新一郎に授けられたものである。

久正月

二十一日伴七ツ五郎新二月

古長方広前かさつつけと申付

廿二日金光大神御広前引

天地金乃神様近ら乙佐づ

私ニ久足位田瀬戸被仰付

旧二月廿二日方めさち

古長方世話人八右衛門佐田あり

金神さま乃

御津師田四内、御乙とけ

申上る用ニ御上もなニかすこしハ

内々留田茂古長と、け

瀬と勇茂古長 いたん私ことぞか

やし内々出ハ いささんと申

戸長方志んぞいあけんト申候

廿三日方三十日私久足いさし

御津四たし御礼申上

氏子乃願事御戸、けやり

廿四日

右之道り羽かまかけて出願

御上出手茂利津位

お立ぬ木候以上 久禮廿四日

天地金乃神被仰付

新れキ三月二十日方二十一日

癸酉久れキ三月二日

一向ゆふる江い連と被仰付 以後

ふるいる事相名らツ 地明長久位

田佐瀬為ニ 十五日被仰付

生神金光大神

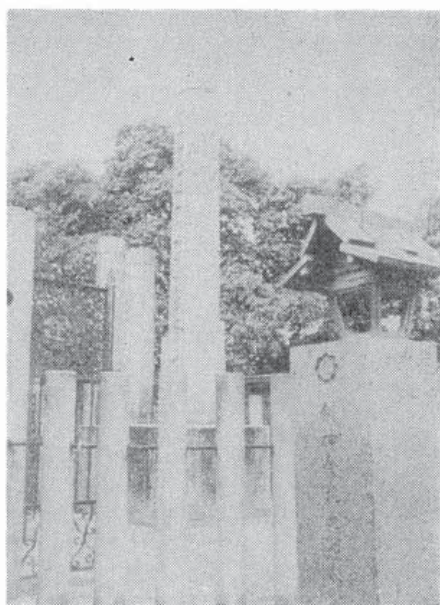
天地金乃神一心二願

おかけハ 和賀心仁あり

今月今日でたのめい

書付もじめいさし為をき候

# 十九、生神金光大神

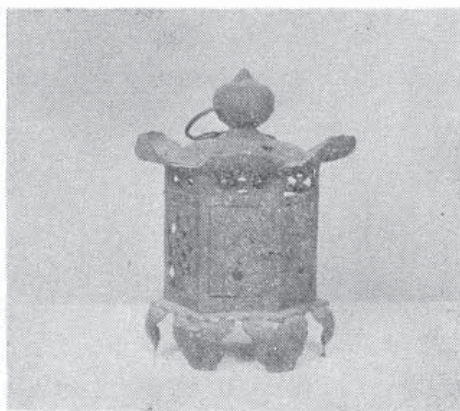


教祖は、自宅の神前に奉仕すること二十四年、人びとの苦しみをつぶさに聞き取って神に祈り、自身が現に神におかげを受け、助かっている事実を説き聞かせた。

この「取次」によって神のお陰にめぐみ、信心を得た人たちは、中国、四国、近畿の各地方に及び、おのずから本教が成立することになった。

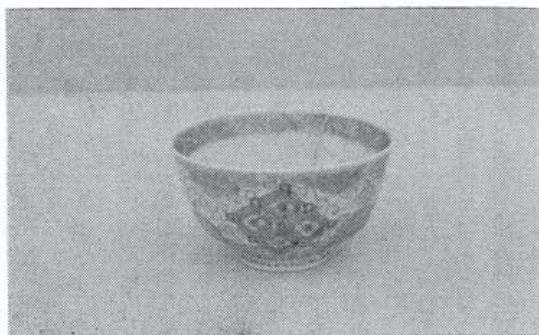
神は、この取次者教祖を「生神金光大神」とよび、その祭り日を旧暦九月十日と定め、「金光大神祭」と称した。教祖は、生前からこの祭り日を大切にし、明治十六年(一八八三)年旧暦九月十日(新暦十月十日)その祭りの当日、よわい 齢七十歳をもって世を去った。

## 教祖のご遺品

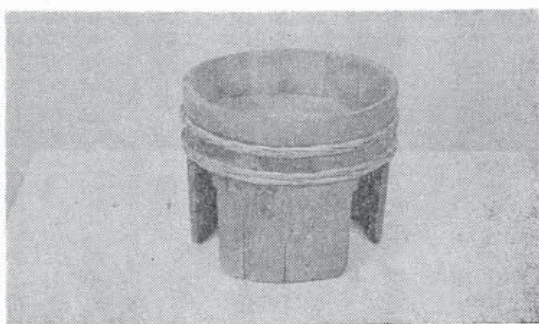


唐金燈籠

教祖没後、その取次は、代を重ねること四代、現金光鑑太郎教主に受けつがれ、金光教本部の広前において、教祖さながらに、常時、取次の働きが行なわれている。また、その働きの中心に、今は国外にまで及んでいる一六八一の教会の広前で、日夜その取次が取り進められている。



茶碗



洗面たらい

## あとがき

金光図書館は、昭和五十八年に新築落成した。展示室は建物の一階、すなわち一番便利な場所に設けられた。金光を訪れる人々に、視覚を通して金光教を知って頂きたいという願いからである。

この展示室で、教祖百年大祭を記念して、昭和五十八年九月二十五日から十月十六日までの間、展覧会を開催した。第一展示室では、教祖金光大神の生きられ方、ご信心の一端に触れることにより、金光教を知る糸口となり、また、「金光教教典」御伝記「金光大神」を読む手引きとなればと考へ、*「絵と資料でたどる金光大神のご生涯」と*題し、*絵・写真・ご遺品等に説明を加えて展示した*。また、第二展示室では、*「現代社会に布教する金光教」の姿を写真・パネル等で紹介した*。

このたび、第一展示室の*「絵と資料でたどる金光大神のご生涯」*を紙面の都合上多少編集し直して、館報「土」第百十六号に掲載したものを抜刷りにした。

各頁とも上段の右側に絵画（原絵は彩色）と左側にその説明文を配し、下は関連する資料をもつて編集した。

なお、教祖伝記関係文献目録を、「土」第百一号・第百十五号に掲載しているので、参考にして頂きたい。

昭和五十九年十二月